

長野県環境影響評価条例新旧対照表

改 正 案	現 行
目次	目次
第9章 <u>法対象事業に係る手続</u> （第40条・第41条） （定義）	第9章 <u>環境影響評価法との関係</u> （第40条・第41条） （定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 第1種事業 別表に掲げる事業で、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの <u>（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第2種事業であって法第4条第3項各号に掲げる措置がとられていないもの及び法第2条第4項に規定する対象事業（次号において「法対象事業等」という。）を除く。）をいう。</u>	(2) 第1種事業 別表に掲げる事業で、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものを <u>いう。</u>
(3) 第2種事業 別表に掲げる事業で、次のいずれかに該当するものうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（第5条において「判定」という。）を知事が同条の規定により行う必要があるものとして規則で定めるもの <u>（法対象事業等を除く。）をいう。</u> ア・イ (略)	(3) 第2種事業 別表に掲げる事業で、次のいずれかに該当するものうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（第5条において「判定」という。）を知事が同条の規定により行う必要があるものとして規則で定めるものを <u>いう。</u> ア・イ (略)
(4) 対象事業 第1種事業又は第5条第4項第1号の措置がとられた第2種事業（同条第5項及び第24条第2項において準用する第5条第4項第2号の措置がとられたものを除く。）をいう。	(4) 対象事業 第1種事業又は第5条第3項第1号の措置がとられた第2種事業（同条第4項及び第24条第2項において準用する第5条第3項第2号の措置がとられたものを除く。）をいう。
(5) (略) （技術指針）	(5) (略) （技術指針）
第4条 (略)	第4条 (略)
2 技術指針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。	2 技術指針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <u>第14条第1項第6号のウに規定する事後調査の項目及び当該項目に係る調査を合理的に行うための手法を選定するための指針</u>	
3・4 (略) （第2種事業に係る判定）	3・4 (略) （第2種事業に係る判定）
第5条 (略)	第5条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 知事は、前項に定めるもののほか、同項の手続が行われる必要があるかど	

<p>うかについての長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴くことができる。</p>	
<p>4 知事は、<u>前2項</u>の意見が述べられたときはこれらを勘案して、規則で定めるところにより、届出の日から起算して60日以内に、届出に係る第2種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとるものとする。</p> <p>(1) この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び<u>第2項</u>の市町村長に通知すること。</p> <p>(2) この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び<u>第2項</u>の市町村長に通知すること。</p>	<p>3 知事は、<u>前項</u>の規定による市町村長の意見が述べられたときはこれを勘案して、規則で定めるところにより、届出の日から起算して60日以内に、届出に係る第2種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとるものとする。</p> <p>(1) この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び<u>前項</u>の市町村長に通知すること。</p> <p>(2) この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び<u>前項</u>の市町村長に通知すること。</p>
<p>5 届出をした者で前項第1号の措置がとられたものが当該第2種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第2種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合において、<u>前3項</u>の規定は、当該届出について準用する。</p>	<p>4 届出をした者で前項第1号の措置がとられたものが当該第2種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第2種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合において、<u>前2項</u>の規定は、当該届出について準用する。</p>
<p>6 第2種事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、<u>第4項第2号</u>（前項及び第24条第2項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまでは、当該第2種事業を実施してはならない。</p>	<p>5 第2種事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、<u>第3項第2号</u>（前項及び第24条第2項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまでは、当該第2種事業を実施してはならない。</p>
<p>7・8 (略)</p>	<p>6・7 (略)</p>
<p>9 <u>第7項</u>の規定による通知に係る第2種事業は、当該通知の時に<u>第4項第1号</u>の措置がとられたものとみなす。</p>	<p>8 <u>第6項</u>の規定による通知に係る第2種事業は、当該通知の時に<u>第3項第1号</u>の措置がとられたものとみなす。</p>
<p>10 知事は、届出を受けたとき、<u>第4項</u>の規定による通知を行ったとき又は<u>第7項</u>の規定による通知を受けたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(方法書の送付)</p>	<p>(方法書の送付)</p>
<p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条及び第8条の2<u>第4項</u>において「要約書」という。）を送付しなければならない。</p> <p>(方法書の公告等)</p>	<p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書を送付しなければならない。</p> <p>(方法書の公告及び縦覧)</p>
<p>第8条 知事は、前条の方法書及び要約書の送付を受けたときは、方法書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、方法</p>	<p>第8条 知事は、前条の方法書の送付を受けたときは、方法書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間</p>

書及び要約書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。
(方法書説明会の開催等)

第8条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第7条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条において「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、前項に規定する地域内において、これらの周知を図らなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、あらかじめ、知事の意見を聴かなければならない。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第2項の規定により周知を図った方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第9条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

(方法書についての知事の意見)

第11条 (略)

2～4 (略)

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第2項に規定する市町村長に送付するとともに、当該意見及び同項の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(準備書の作成)

縦覧に供するものとする。

(方法書についての意見書の提出)

第9条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

(方法書についての知事の意見)

第11条 (略)

2～4 (略)

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第2項に規定する市町村長に送付するものとする。

(準備書の作成)

<p>第14条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために行う調査（以下「事後調査」という。）の項目及び手法</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(準備書の送付)</p>	<p>第14条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(準備書の送付)</p>
<p>第15条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第7条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第9条第1項及び第11条第1項の意見並びに第13条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第7条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。</p> <p>(準備書の公告等)</p>	<p>第15条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第7条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第9条第1項及び第11条第1項の意見並びに第13条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第7条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条及び第17条において「要約書」という。）を送付しなければならない。</p> <p>(準備書の公告及び縦覧)</p>
<p>第16条 知事は、前条の準備書及び要約書の送付を受けたときは、<u>準備書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、準備書及び要約書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。</u></p> <p>(準備書説明会の開催等)</p>	<p>第16条 知事は、前条の準備書及び要約書の送付を受けたときは、準備書及び要約書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。</p> <p>(説明会の開催等)</p>
<p>第17条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条において「<u>準備書説明会</u>」という。）を開催しなければならない。この場合において、<u>関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。</u></p> <p>2 第8条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者</p>	<p>第17条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条において「<u>説明会</u>」という。）を開催しなければならない。この場合において、<u>関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。</u></p> <p>2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を</p>

が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項に規定する地域」とあるのは「第15条に規定する関係地域」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第17条第2項において準用する第2項」と、「前条」とあるのは「第16条」と、「要約書」とあるのは「第15条に規定する要約書」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第17条第1項及び第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(準備書についての知事の意見)

第20条 知事は、前条の意見書の写し及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類の送付を受けたときは、当該事業者の見解を記載した書類をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2～4 (略)

5 第11条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前2項」とあるのは「第20条第2項及び第3項」と、「第9条第1項の意見」とあるのは「第18条第1項の意見、第19条の事業者の見解及び第20条第4項の公聴会において述べられた意見」と、同条第5項中「第2項に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、「同項の意見」とあるのは「第20条第2項の意見」と読み替えるものとする。

(評価書の公告等)

第22条 知事は、前条第3項の評価書及び要約書の送付を受けたときは、評価書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表すると

定め、規則で定めるところにより、関係地域内において、これらの周知を図らなければならない。

3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、あらかじめ、知事の意見を聴かなければならない。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定により周知を図った説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての知事の意見)

第20条 知事は、前条の意見書の写し及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類の送付を受けたときは、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2～4 (略)

5 第11条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前2項」とあるのは「第20条第2項及び第3項」と、「第9条第1項の意見」とあるのは「第18条第1項の意見、第19条の事業者の見解及び第20条第4項の公聴会において述べられた意見」と、同条第5項中「第2項に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(評価書の公告及び縦覧)

第22条 知事は、前条第3項の評価書及び要約書の送付を受けたときは、評価書及び要約書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、評価書及

もに、評価書及び要約書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

(事業内容の修正の場合の第2種事業に係る判定)

第24条 (略)

2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第4項第1号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続(当該届出の時までに行ったものを除く。)」と読み替えるものとする。

3 知事は、前項において準用する第5条第4項第2号に規定する措置をとったときは、規則で定めるところによりその旨を公告するものとする。

(事後調査計画書の作成等)

第30条の2 事業者は、対象事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、事後調査の項目及び手法を記載した事後調査計画書(以下「事後調査計画書」という。)を作成しなければならない。ただし、評価書に記載された第14条第1項第6号のウに掲げる事項に変更がない場合その他の場合であつて、知事が事後調査計画書を作成する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 事業者は、事後調査計画書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、事後調査計画書を送付しなければならない。

3 知事は、前項の事後調査計画書の送付を受けたときは、事後調査計画書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(事後調査計画書についての知事の意見)

第30条の3 知事は、前条第3項の規定による公表後、規則で定める期間内に、事業者に対し、事後調査計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するとともに、当該意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(事後調査の実施)

第30条の4 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案し、事後調査計画書の記載事項について検討を加え、その結果に基づき事後調査を行わなければならない。

(対象事業の着手等の報告)

び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

(事業内容の修正の場合の第2種事業に係る判定)

第24条 (略)

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第3項第1号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続(当該届出の時までに行ったものを除く。)」と読み替えるものとする。

3 知事は、前項において準用する第5条第3項第2号に規定する措置をとったときは、規則で定めるところによりその旨を公告するものとする。

(対象事業の着手の通知)

<p>第31条 対象事業を実施している者その他規則で定める者（以下この章において「事業実施者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その状況を記載した報告書を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。</p> <p>(1) 対象事業に着手したとき。</p> <p>(2) 対象事業の実施を完了するまでの間において、評価書に記載した事項を変更しようとするとき（規則で定める場合を除く。）。</p> <p>(3) 対象事業を実施しないこととしたとき。</p> <p>(4) 第6条第1項第2号に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の事業が第1種事業又は第2種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。</p> <p>(5) 対象事業の実施を完了したとき。</p>	<p>第31条 対象事業に着手した者は、速やかに、その旨を知事及び関係市町村長に通知しなければならない。</p>
<p>2 知事は、前項の報告書の送付を受けたときは、当該報告書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>（事後調査報告書の作成）</p>	
<p>第31条の2 事業実施者等は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>(1) 事後調査計画書（第30条の2第1項ただし書の規定により事後調査計画書が作成されていない場合にあっては、評価書）に基づき実施した事後調査の状況</p> <p>(2) 第14条第1項第6号のイに掲げる措置（対象事業の実施を完了するまでの間に講じたものにあつては、前号に掲げる事項に応じて講じたものに限る。）の状況</p> <p>（事後調査報告書の送付）</p>	
<p>第31条の3 事業実施者等は、事後調査報告書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、事後調査報告書を送付しなければならない。</p> <p>（事後調査報告書の公告等）</p>	
<p>第31条の4 知事は、前条の事後調査報告書の送付を受けたときは、事後調査報告書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、事後調査報告書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、事後調査報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。</p> <p>（事後調査報告書についての意見書の提出）</p>	
<p>第31条の5 事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者</p>	

は、前条の縦覧期間内に、知事に対し、意見書の提出により、これを述べる
ことができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(事後調査報告書についての意見の聴取)

第31条の6 知事は、前条第1項の期間を経過した後、関係市町村長に対し、
同項の意見書の写し(同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載
した書類)を送付し、期間を指定して事後調査報告書について意見を求める
とともに、事後調査報告書について長野県環境影響評価技術委員会の意見を
聴くものとする。

(環境の保全のための措置の求め)

第31条の7 知事は、前条の意見が述べられたときはこれらを勘案するととも
に、第31条の5第1項の意見に配意し、環境の保全のための措置を講ずる必
要があると認めるときは、事業実施者等に対し、当該措置を講ずるよう求め
ることができる。

2 知事は、前項の規定により措置を講ずるよう求めたときは、その旨をイン
ターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(施工状況等報告書)

第32条 事業者等その他規則で定める者は、第22条の規定による公告後、規則
で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した施工状況等報告書
(以下「施工状況等報告書」という。)を作成し、知事及び関係市町村長に
送付しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

2 知事は、前項の施工状況等報告書の送付を受けた場合において、環境の保
全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、長野県環境影響評価技
術委員会の意見を聴いた上で、事業者等その他規則で定める者に対し、当該
措置を講ずるよう求めることができる。

3 知事は、第1項の施工状況等報告書の送付を受けたときは施工状況等報告
書を、前項の規定により措置を講ずるよう求めたときはその旨をインターネ
ットの利用その他の方法により公表するものとする。

(設置)

第33条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、

(評価書の公告後の報告)

第32条 事業者等その他規則で定める者は、第22条の規定による公告後、規則
で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、
知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(1) (略)

(2) 評価書に記載された第14条第1項第6号のウに掲げる措置の状況

(3) (略)

2 知事は、前項の報告書の送付を受けた場合において、環境の保全のための
措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者等その他規則で定める者
に対し、当該措置を講ずるよう求めることができる。

(設置)

第33条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるた

環境影響評価に関する技術的事項について知事の諮問に応じて調査審議するため、長野県環境影響評価技術委員会（以下「技術委員会」という。）を設置する。

第9章 法対象事業に係る手続

（法対象事業に係る手続）

第40条 第30条の2から第32条まで、第42条及び第43条（第1項第1号を除く。）の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
第30条の2第1項	事業者	法第38条の2第1項に規定する事業者（以下この条から第30条の4までにおいて「事業者」という。）
	事後調査の	法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために行う調査（以下「事後調査」という。）の
第30条の2第1項ただし書	第14条第1項第6号のウ	法第14条第1項第7号のハ
第30条の2第2項	関係市町村長	法第15条に規定する関係市町村長（以下「関係市町村長」という。）
第30条の2第3項、第30条の3第2項、第31条第2項、第31条の5第2項、第31条の7第2項、第32条第2項及び	前項	第40条第1項において準用する前項

め、長野県環境影響評価技術委員会（以下「技術委員会」という。）を設置する。

第9章 環境影響評価法との関係

（環境影響評価法との関係）

第40条 環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する第1種事業又は同条第3項に規定する第2種事業については、この条例（前章及びこの章を除く。）の規定は、適用しない。ただし、法第4条第3項第2号（同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。）の措置がとられた場合又は事業者が法第30条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

<u>第3項、第42条第2項及び第3項並びに第43条第2項</u>		
<u>第30条の3第1項</u>	<u>前条第3項</u>	<u>第40条第1項において準用する前条第3項</u>
<u>第30条の4、第31条の6及び第43条第1項第5号</u>	<u>前条第1項</u>	<u>第40条第1項において準用する前条第1項</u>
<u>第31条第1項第2号</u>	<u>評価書</u>	<u>法第21条第2項に規定する評価書（以下「評価書」という。）</u>
<u>第31条第1項第4号</u>	<u>第6条第1項第2号</u>	<u>法第5条第1項第2号</u>
	<u>第1種事業又は第2種事業</u>	<u>法第2条第2項に規定する第1種事業又は同条第3項に規定する第2種事業</u>
<u>第31条の2第1項第1号</u>	<u>第30条の2第1項ただし書</u>	<u>第40条第1項において準用する第30条の2第1項ただし書</u>
<u>第31条の2第1項第2号及び第32条第1項第1号</u>	<u>第14条第1項第6号のイ</u>	<u>法第14条第1項第7号のロ</u>
<u>第31条の2第1項第2号</u>	<u>前号</u>	<u>第40条第1項において準用する前号</u>
<u>第31条の4、第31条の5第1項及び第31条の7第1項</u>	<u>前条</u>	<u>第40条第1項において準用する前条</u>
<u>第31条の7第1</u>	<u>第31条の5第1項</u>	<u>第40条第1項において準</u>

項		用する第31条の5第1項
第32条第1項及び第2項	事業者等	法第2条第5項に規定する事業者、同条第4項に規定する対象事業を実施している者
第32条第1項	第22条	法第27条
第32条第3項	第1項	第40条第1項において準用する第1項
第42条第1項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第42条第2項	対象事業実施区域	法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域
第43条第1項第3号	方法書、準備書、評価書、事後調査計画書	事後調査計画書
	第31条第1項	第40条第1項において準用する第31条第1項
第43条第1項第4号	第31条の7第1項	第40条第1項において準用する第31条の7第1項

2 知事は、法第3条の7第1項、第10条第1項又は第20条第1項の規定により意見を述べるときは、技術指針に配慮しなければならない。

3 知事は、法第3条の7第1項の規定により意見を述べるときは、技術委員会の意見を聴くことができる。この場合において、技術委員会の意見が述べられたときは、知事は、当該意見を勘案して意見を述べるものとする。

4 知事は、法第3条の7第1項の規定により意見を述べたときは、当該意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

5 知事は、法第4条第2項(同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の書面の写しの送付を受けたときは、当該書面の写しをインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、同項に規定する区域を管轄する市町村長に当該書面の写しを送付し、期間を指定して、環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。

<p>6 知事は、前項に定めるもののほか、同項の手續が行われる必要があるかどうかについての技術委員会の意見を聴くことができる。</p>	
<p>7 知事は、法第4条第2項の規定により意見を述べるときは、前2項の意見を勘案するものとする。</p>	
<p>8 知事は、法第4条第2項の規定により意見を述べたときは、第5項の市町村長に当該意見を送付するとともに、当該意見及び同項の市町村長の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	
<p>9 知事は、次に掲げる書類の送付を受けたときは、第5項の市町村長に当該書類の写しを送付するとともに、当該書類をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	
<p>(1) 法第4条第3項各号(同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知</p>	
<p>(2) 法第4条第7項に規定する通知又は書面の写し</p>	
<p>10 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項の規定により意見を述べるときは、技術委員会の意見を聴き、当該意見を勘案して意見を述べるものとする。</p>	
<p>11 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項の規定により意見を述べたときは、法第6条第1項に規定する市町村長又は法第15条に規定する関係市町村長に法第10条第1項又は第20条第1項の書面の写しを送付するとともに、当該意見及び法第6条第1項に規定する市町村長又は法第15条に規定する関係市町村長の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	
<p>12 知事は、法第19条の事業者の見解を記載した書類の送付を受けたときは、当該書類をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	
<p>13 知事は、法第20条第1項の規定により意見を述べる場合には、第20条の規定の例により、公聴会を開催するものとする。この場合において、知事は、公聴会で述べられた意見に配慮し、意見を述べるものとする。</p>	
<p>14 法第38条の2第1項に規定する事業者は、同項に規定する報告書を作成したときは、速やかに、知事及び法第15条に規定する関係市町村長に対し、当該報告書を送付しなければならない。</p>	
<p>15 知事は、規則で定めるところにより、法の規定による環境影響評価その他の手續が行われた範囲内で、この条例の規定による環境影響評価その他の手續の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>2 前項ただし書の場合において、知事は、規則で定めるところにより、法の規定による環境影響評価その他の手續が行われた範囲内で、この条例の規定による環境影響評価その他の手續の全部又は一部を免除することができる。</p>
	<p>(知事が意見を述べる場合の手續)</p>

第41条 削除

(報告及び立入調査)

第42条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他知事が必要と認める者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の事務所、対象事業実施区域その他知事が必要と認める場所に立ち入り、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況を調査させることができる。

3 (略)

(勧告及び公表)

第43条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第5条第6項の規定に違反して第2種事業を実施し、又は第26条第1項(同条第3項及び第27条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施した者

(2) (略)

(3) 方法書、準備書、評価書、事後調査計画書、事後調査報告書、第31条第1項の報告書又は施工状況等報告書に虚偽の事項を記載して送付した者

(4) 第31条の7第1項又は第32条第2項の規定により求められた措置を講じない者

(5) (略)

2 (略)

(別表) (第2条関係)

- 1 道路の建設
- 2 ダムの建設
- 3 鉄道の建設
- 4 飛行場の建設
- 5 工場又は事業場の建設
- 6 電気工作物の建設

第41条 知事は、法第10条第1項又は法第20条第1項の規定により意見を述べる場合には、技術委員会の意見を聴くものとする。

2 知事は、法第20条第1項の規定により意見を述べる場合には、第20条の規定の例により、公聴会を開催するものとする。

(報告及び立入調査)

第42条 知事は、この条例(前章を除く。)の施行に必要な限度において、事業者その他知事が必要と認める者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例(前章を除く。)の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の事務所、対象事業実施区域その他知事が必要と認める場所に立ち入り、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況を調査させることができる。

3 (略)

(勧告及び公表)

第43条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第5条第5項の規定に違反して第2種事業を実施し、又は第26条第1項(同条第3項及び第27条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施した者

(2) (略)

(3) 方法書、準備書、評価書又は第32条第1項の報告書に虚偽の事項を記載して送付した者

(4) 第32条第2項の規定により求められた措置を講じない者

(5) (略)

2 (略)

(別表) (第2条関係)

- 1 道路の建設
- 2 ダムの建設
- 3 鉄道の建設
- 4 飛行場の建設
- 5 工場又は事業場の建設
- 6 風力発電所の建設

- 7 廃棄物処理施設の建設
- 8 下水道終末処理場の建設
- 9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設
- 10 土地区画整理事業
- 11 住宅団地の造成
- 12 工業団地の造成
- 13 流通業務団地の造成
- 14 別荘団地の造成
- 15 土石の採取又は鉱物の掘採
- 16 工作物の用に供する一団の土地の造成（1から15までに掲げるもの（規則で定めるものに限る。）を除く。）
- 17 1から16までに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業

- 7 廃棄物処理施設の建設
- 8 下水道終末処理場の建設
- 9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設
- 10 土地区画整理事業
- 11 住宅団地の造成
- 12 工業団地の造成
- 13 流通業務団地の造成
- 14 別荘団地の造成
- 15 土石の採取又は鉱物の掘採
- 16 1から15までに掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業